

## 第0章 用語・使用したデータ・数値の取り扱いについて

### (1) 用語について

PRTR	<ul style="list-style-type: none"> <li>PRTRとはPollutant Release and Transfer Registerの略称で、わが国では化学物質排出移動量届出制度と呼ばれている。</li> <li>人の健康や生態系に有害なおそれのある特定化学物質について、事業所からの環境への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出るとともに、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計し、公表する制度。</li> </ul>																																																																																																																	
政令	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令を指す。平成20年11月に改正された。</li> </ul>																																																																																																																	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象業種に属する事業活動を行っている単一の運営主体(企業等)のこと。</li> </ul>																																																																																																																	
事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象業種に属する事業活動が行われている一単位の場所であり、原則として、単一の運営主体(企業等)のもので、同一の又は隣接する敷地内において継続的に事業活動を行っているもの。企業のうち、本社や各工場、各事務所等を指す。</li> </ul>																																																																																																																	
大気への排出	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出口や煙突から対象物質を含む排ガスを大気中へ出すこと。また、パイプ等の継ぎ目から漏洩することや開放場所において溶剤成分が揮発する場合等も該当する。本文中では、「大気排出」とする。</li> </ul>																																																																																																																	
公共用水域への排出	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川、海域、湖沼、かんがい用水路など、公共の用に供される水域へ対象物質を含む排水を出すこと。本文中では、「水域排出」とする。</li> </ul>																																																																																																																	
当該事業所における土壌への排出	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象物質が事業所敷地内の土壌に漏洩や飛散及び地下浸透等によって排出されること。</li> </ul>																																																																																																																	
当該事業所における埋立処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立地が事業所敷地内にあり、そこに対象物質を含む廃棄物を埋め立てること。本文中では、「埋立処分」とする。</li> </ul>																																																																																																																	
当該事業所の外への移動	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所内で発生した対象物質を含む廃棄物を事業所外で処理・処分すること。ただし、事業所で発生した使用済みの廃溶剤や廃金属等を外部の再生業者に売却している場合は、「当該事業所の外への移動」に含まれない(有価物)。本文中では、「廃棄物移動」とする。</li> </ul>																																																																																																																	
下水道への移動	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象物質を含む廃水が下水道へ排出すること。</li> </ul>																																																																																																																	
排出量	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気への排出量、公共用水域への排出量、土壌への排出量及び事業所内の埋立処分量の合計。</li> </ul>																																																																																																																	
移動量	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物としての移動量及び下水道への移動量の合計。</li> </ul>																																																																																																																	
継続物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>政令改正前後で継続して対象になっている物質を指す。政令改正で集約された物質(※1)と分割された物質(※2)も含む。</li> </ul> <p>※1 政令改正で集約された物質</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 30%;">改正前</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 30%;">改正後</th> </tr> <tr> <th></th> <th>号番号</th> <th>名称</th> <th>号番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>3</td> <td>アクリル酸</td> <td>→</td> <td>4</td> <td>アクリル酸及びその水溶性塩</td> </tr> <tr> <td></td> <td>71</td> <td>オルト-クロロアニリン</td> <td rowspan="3">→</td> <td>89</td> <td>クロロアニリン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>72</td> <td>パラ-クロロアニリン</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>73</td> <td>メタ-クロロアニリン</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>99</td> <td>五酸化バナジウム</td> <td>→</td> <td>321</td> <td>バナジウム化合物</td> </tr> <tr> <td></td> <td>139</td> <td>オルト-ジクロロベンゼン</td> <td rowspan="2">→</td> <td>181</td> <td>ジクロロベンゼン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>140</td> <td>パラ-ジクロロベンゼン</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>225</td> <td>オルト-トルイジン</td> <td>→</td> <td>299</td> <td>トルイジン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>226</td> <td>パラ-トルイジン</td> <td>→</td> <td>301</td> <td>トルエンジアミン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>228</td> <td>2,4-トルエンジアミン</td> <td>→</td> <td>301</td> <td>トルエンジアミン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>262</td> <td>オルト-フェニレンジアミン</td> <td rowspan="3">→</td> <td>348</td> <td>フェニレンジアミン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>263</td> <td>パラ-フェニレンジアミン</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>264</td> <td>メタ-フェニレンジアミン</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>338</td> <td>メタ-トリレンジイソシアネート</td> <td>→</td> <td>298</td> <td>トリレンジイソシアネート</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 政令改正で分割された物質</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 30%;">改正前</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 30%;">改正後</th> </tr> <tr> <th></th> <th>号番号</th> <th>名称</th> <th>号番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>230</td> <td>鉛及びその化合物</td> <td>→</td> <td>304</td> <td>鉛</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>305</td> <td>鉛化合物</td> </tr> <tr> <td></td> <td>304</td> <td>ほう素及びその化合物</td> <td>→</td> <td>405</td> <td>ほう素化合物</td> </tr> </tbody> </table>		改正前		改正後		号番号	名称	号番号		3	アクリル酸	→	4	アクリル酸及びその水溶性塩		71	オルト-クロロアニリン	→	89	クロロアニリン		72	パラ-クロロアニリン				73	メタ-クロロアニリン				99	五酸化バナジウム	→	321	バナジウム化合物		139	オルト-ジクロロベンゼン	→	181	ジクロロベンゼン		140	パラ-ジクロロベンゼン				225	オルト-トルイジン	→	299	トルイジン		226	パラ-トルイジン	→	301	トルエンジアミン		228	2,4-トルエンジアミン	→	301	トルエンジアミン		262	オルト-フェニレンジアミン	→	348	フェニレンジアミン		263	パラ-フェニレンジアミン				264	メタ-フェニレンジアミン				338	メタ-トリレンジイソシアネート	→	298	トリレンジイソシアネート		改正前		改正後		号番号	名称	号番号		230	鉛及びその化合物	→	304	鉛					305	鉛化合物		304	ほう素及びその化合物	→	405	ほう素化合物
	改正前		改正後																																																																																																															
	号番号	名称	号番号																																																																																																															
	3	アクリル酸	→	4	アクリル酸及びその水溶性塩																																																																																																													
	71	オルト-クロロアニリン	→	89	クロロアニリン																																																																																																													
	72	パラ-クロロアニリン																																																																																																																
	73	メタ-クロロアニリン																																																																																																																
	99	五酸化バナジウム	→	321	バナジウム化合物																																																																																																													
	139	オルト-ジクロロベンゼン	→	181	ジクロロベンゼン																																																																																																													
	140	パラ-ジクロロベンゼン																																																																																																																
	225	オルト-トルイジン	→	299	トルイジン																																																																																																													
	226	パラ-トルイジン	→	301	トルエンジアミン																																																																																																													
	228	2,4-トルエンジアミン	→	301	トルエンジアミン																																																																																																													
	262	オルト-フェニレンジアミン	→	348	フェニレンジアミン																																																																																																													
	263	パラ-フェニレンジアミン																																																																																																																
	264	メタ-フェニレンジアミン																																																																																																																
	338	メタ-トリレンジイソシアネート	→	298	トリレンジイソシアネート																																																																																																													
	改正前		改正後																																																																																																															
	号番号	名称	号番号																																																																																																															
	230	鉛及びその化合物	→	304	鉛																																																																																																													
				305	鉛化合物																																																																																																													
	304	ほう素及びその化合物	→	405	ほう素化合物																																																																																																													
追加物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>政令改正により、対象物質に追加された物質を指す。</li> </ul>																																																																																																																	
除外物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>政令改正により、対象物質から外れた物質を指す。</li> </ul>																																																																																																																	
特定被災区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の規定に基づき定められた特定被災区域。</li> </ul>																																																																																																																	

## (2) 使用したデータについて

本文で使用している8年間のPRTR届出データは、平成24年3月13日に化管法第11条に基づき公表されたPRTR届出データを使用しています。

なお、比較対象は、対象物質の取扱要件が変更された平成15年度把握(平成16年度届出)から最新の平成22年度把握(平成23年度届出)までの8年間のPRTR届出データとしました。(平成15年度に対象物質の取扱量要件が5トン以上から1トン以上に変更されました。)

### 【データの入手先】

経済産業省 [http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/6.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/6.html)

環境省 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

N I T E [http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/prtr\\_katsuyou.html](http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/prtr_katsuyou.html)

## (3) 数値の取扱いについて

- ・単位は基本的にトンにしています。
- ・排出量及び移動量の数値の有効数字は2桁にしています。(一部、2桁以上になっている場合があります。)
- ・表の中の合計値、差、比等は、表中の値を実際に計算した結果と必ずしも一致しません。これは、表中の値は全てkg単位(ダイオキシン類はmg-TEQ)で計算した結果を四捨五入しているためです。
- ・本文中の()内の数値は、特に断りがない限り、届出件数、排出量、移動量又はその増減の値や割合を示します。
- ・年度は、特に断りがない限り、把握年度を指します。また、年度の表記は、文章中では原則として和暦を用い、元号を省略しています(例:平成22年度→22年度)。また、図表中では「平成XX年度」を“HXX”と省略している場合があります(例:平成22年度→H22)。